

外国法人のウェブサイトの特許権被疑侵害製品を 掲載していること、及び日本において同法人が 営業行為を行っている等の事情により日本に 国際裁判管轄を認めた事例—モータ事件¹

平成22年9月15日知的財産高等裁判所判決（平22年（ネ）10001号、日本電産株式会社対三星電機株式会社、特許侵害予防等請求控訴事件）判例タイムズ1340号265頁

張 鵬

「事実」

本件は、京都市に本店を有し、電子機器等を製造する日本法人である原告・控訴人Xが、大韓民国京畿道水原市に本店を有し、電子機器等を製造する大韓民国法人である被告・被控訴人Yに対し、Xの有する日本国で付与された特許権に基づき、①特許法100条1項に基づく被告物件の譲渡の申出の差止め、及び②不法行為に基づき300万円の損害賠償と平成20年10月14日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事例である。

¹ 本判決と同日付けで、同一当事者間で類似する2件の特許権侵害訴訟についての控訴審判決（知財高判平22・9・15平22（ネ）10002、同10003、原審大阪地判平21・11・26平20（ワ）9736、同9742）が言い渡され（被疑侵害物件も一部重複しているが、ウェブサイト上の表記に異なる箇所がある）、いずれも審理が原審に差し戻されている。なお、本判決については上告受理の申立てがなされていたが、上告不受理決定により確定した。

原審（大阪地判平21年11月26日、平20(ワ)第9732号、判時2081号131頁）は、「①被告が我が国において被告物件の譲渡の申出を行った事実を認めるに足る証拠はない。よって、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求については、被告が我が国において特許権を侵害し、同行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されたものとはいえないから、民訴法5条9号の不法行為地の裁判籍を認めることはできない。②本件においては、我が国において被告物件の譲渡の申出がなされたとは認められず、また、同認定事実からは、被告が我が国において被告物件の譲渡の申出をする具体的なおそれがあると推認することもできず、他にそのおそれがあることを具体的に認定し得る証拠はない。よって、特許権侵害の差止請求についても、我が国の国際裁判管轄を肯定することはできない。そして、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求及び特許権侵害の差止請求いずれについても、日本の国際裁判管轄権が認められないものであるから、訴訟要件を欠くもの」として、Xの請求を却下した。

「判旨」 原判決取消し、差戻し。

I 本件における判断基準

「日本国裁判所たる当裁判所が審理判断するに当たり、本件のような涉外的要素を含む事件に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかどうかは、これに関する我が国の成文の法律や国際慣習法が認められない現時点（口頭弁論終結時たる平成22年7月7日）においては、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により、条理に従って決定するのが相当と解される（日本の裁判所の管轄権に関する民訴法の改正案が先の国会に提出されたことは当裁判所に顕著であるが、未だ成立に至っていない）。そして、上記条理の内容としては、我が国の民訴法の規定する国内裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきものと解される（最高裁昭和56年10月16日第二小法廷判決民集35巻7号1224頁、同平成9年11月11日第三小法廷判決民集51巻10号4055頁

等参照。）」

II 差止請求の性質決定

「本件訴えは、①特許権に基づく差止請求及び②不法行為に基づく損害賠償請求であり、これらは特許権又は金銭債権という財産権上の訴えであるが、これらについて、国内管轄に関する民訴法5条（財産権上の訴え等についての管轄）との関係を検討すると、次のとおりである。すなわち、上記②の不法行為に基づく損害賠償請求は、その文言解釈として民訴法5条9号にいう「不法行為に関する訴え」に該当することは明らかであり、また、①の特許権に基づく差止請求は、被控訴人の違法な侵害行為により控訴人の特許権という権利利益が侵害され又はそのおそれがあることを理由とするものであって、その紛争の実態は不法行為に基づく損害賠償請求の場合と実質的に異なるものではないことから、裁判管轄という観点からみると、民訴法5条9号にいう『不法行為に関する訴え』に含まれるものと解される（最高裁平成16年4月8日第一小法廷決定民集58巻4号825頁参照。）」

III 不法行為地管轄

「本件訴えの国際裁判管轄の有無に関して斟酌される民訴法5条9号の適用において、不法行為に関する訴えについて管轄する地は『不法行為があった地』とされているが、この『不法行為があった地』とは、加害行為が行われた地（「加害行為地」）と結果が発生した地（「結果発生地」）の双方が含まれると解される所、本件訴えにおいて控訴人が侵害されたと主張する権利は日本特許であるから、不法行為に該当するとして控訴人が主張する、被控訴人による『譲渡の申出行為』について、申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実関係として日本国内においてなされたか否かにより、日本の国際裁判管轄の有無が決められることになると解するのが相当である。」

IV 被控訴人による譲渡申出の有無

「被控訴人が英語表記のウェブサイトを開設し、被告物件の一つである製品を掲載するとともに、『Sales Inquiry』として『Japan』を掲げ、『Sales

Headquarter』として、日本の拠点(東京都港区)の住所、電話、Fax番号が掲載されていること、日本語表記のウェブサイトにおいても、『Slim ODD Motor』を紹介するウェブページが存在し、同ページの『購買に関するお問合せ』の項目を選択すると、『Slim ODD Motor』の販売に係る問い合わせフォームを作成することが可能であること、控訴人営業部長が、被控訴人の営業担当者がODDモータについて我が国で営業活動を行っており、被告物件が●●●●●●●●や●●●●●●●●において、製品(ODD)に搭載すべきか否かの評価の対象になっている旨陳述書で述べていること、被控訴人の経営顧問が、その肩書と被控訴人の会社名及び東京都港区の住所を日本語で表記した名刺を作成使用していること、被告物件の一つを搭載したDVDマルチドライブが国内メーカーにより製造販売され、国内に流通している可能性が高いことなどを総合的に評価すれば、控訴人が不法行為と主張する被告物件の譲渡の申出行為について、被控訴人による申出の発信行為又はその受領という結果が、我が国において生じたものと認めるのが相当である。営業本部長の陳述書の記載内容や被控訴人の経営顧問について日本語表記の名刺が存在することは、それにより直ちに我が国において被控訴人が被告物件の譲渡の申出を行っていたことを立証するものではないが、前示のとおり、他の客観的事実と併せ総合的に評価すれば、国際裁判管轄を肯定する前提としての我が国における被告物件について譲渡の申出の発信行為又はその受領という結果の発生を裏付けるものといえる。」

V 特段の事情の有無

「本件請求は、我が国に所在し日本法人である控訴人が、日本国特許権である本件特許権に基づいて、裁判を受ける権利の行使として、我が国において被控訴人が被告物件の譲渡の申出を行うことの差止と損害賠償を求めているのであり、その準拠法も本件特許権の登録国法である日本国特許法になると解される(最高裁平成14年9月26日第一小法廷判決民集56巻7号1551頁参照)。したがって、我が国の裁判所が、本件請求を審理判断することは、裁判の適正・迅速を期する理念に沿うものといえるのに対し、控訴人が被控訴人の本店が存する大韓民国において差止請求等を提起したとしても、上記認定事実を鑑みれば、同国の裁判所が国際裁判管轄を肯

定する可能性は必ずしも高くはないものと解される。他方、被控訴人は、東京都において販売の拠点を設けそのことを自らウェブサイトにおいて開示するとともに、英語表記のウェブサイトにおいて被告物件に類似する製品の紹介を行っているだけでなく、日本語表記のウェブサイトにおいて被告物件を含むODDモータの購入問い合わせを可能としているのであるから、当該物件に関して我が国において侵害訴訟等が提起されることは予想の範囲内のことということもできる。さらに、被控訴人は、全世界に展開する大韓民国屈指の大企業であるサムスングループに所属する企業であって、自らも海外に多数の支店を設けている。これらの事情からすれば、我が国の裁判所において本件請求に応訴することを被控訴人に求めることは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するとはいえないものであり、国際社会における裁判機能の分配の観点からみても、我が国の裁判権の行使を正当とするに十分な法的関連性があるから、我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があると認めることはできない。」

「評釈」原判決取消し、差戻しという具体的な結論には賛成するが、判旨の一般論には反対する。

一. 本判決の意義

本判決は、外国法人のウェブサイト等を用いて被疑侵害製品の日本における譲渡等の申出に対しての損害賠償請求及び差止請求につき、不法行為地に基づく日本の国際裁判管轄権を認めた事例である²。さらに、インターネット上の特許権侵害に関して国際裁判管轄権が問題となった初めての事例として意義がある³。

² 原告・控訴人Xは、控訴審においては、被告・被控訴人Y会社の事実上の営業所が日本にあるとして民訴法4条5項の普通裁判権を、また被告・被控訴人Yの損害賠償債務の義務履行地管轄(民訴法5条1号)を追加的にも主張したが、判断は示されなかった。

³ 本件の背景として、これまでの日本は、原料を輸入して製品を輸出するという加工貿易の比重が高かった。この場合には、本件のような形での侵害が問題となるこ

原審は、譲渡等の申出が日本国内で行われた事実が認められないとして、日本の国際裁判管轄を否定したが、他方で、本判決は、「控訴人が不法行為と主張する被告物件の譲渡の申出行為について、被控訴人による申出の発信行為又はその受領という結果が、我が国において生じたものと認めるのが相当である。」と判示し、譲渡の申出の発信行為又はその受領という結果が日本においてあれば、不法行為地裁判管轄が日本にあるとする判断構造をとって、日本の国際裁判管轄を肯定したものである。

以下では、国際裁判管轄の判断枠組みを概観したうえで、本判決の内容について検討を行う。

二. 国際裁判管轄の判断枠組み

本件は、韓国法人のウェブサイト等を通じて被疑侵害製品の日本における譲渡等の申出に対し、日本法人が日本特許法による特許権に基づき日本の裁判所で訴えを起した事例である。このような渉外的要素を含んだ紛争が日本の裁判所に持ち込まれた際には、まず日本の裁判所が果たして裁判をなす権限を有するものかどうかが問題となる。国際裁判管轄一般に関する条約はもとより、知的財産権侵害事件の国際裁判管轄についてとくに定めた条約も日本は加盟国とはなっていない。また従来、日本において国際裁判管轄に関して一般的に定めている明文の規定は存在せず⁴、長らく

とはない。かわりに、輸出関連の間接侵害は重要な問題である。こちらだけ従来から十分に議論されてきたのには、こうした社会的事実的理由があるように思われる(東京地判昭28・6・12下民集4巻6号847頁[多極真空球]、最判平14・9・26民集56巻7号1551頁[FM信号復調装置Ⅱ上告審])。しかし、国際経済社会における日本の立場の変化に伴い、今後は、製品輸入も増えていかざるをえない。この場合、当然のこととして、輸入品による特許権侵害の問題も重要性を増して、同時に、本件のような事例を検討する必要性も高まっていくのではないかと思われる。松本直樹「特許権の効力についての国際的問題(2・完)」特許管理43巻4号456頁(1993年)参照。⁴ 平成20年(2008)9月3日、法務大臣から法制審議会に対して「経済取引の国際化等に対応する観点から、国際裁判管轄を規律するための法整備を行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」との諮問(諮問第八六号)がされ、平成22年(2010)2月5日法制審議会答申(国際裁判管轄法制の整備に関する要綱)が示された。これを受けて、同年3月2日第174回国会に民事訴訟法及び民事保全法の一部を

解釈によって補われてきた。このように、適用されるべき法規がない場合には、国内法上の管轄規定を手掛かりに、条理解釈によって対処することになる⁵。具体的な条理の内容については、かねてから大別して逆推知説及び管轄配分説の二つの見解の対立があるとされる。逆推知説とは、日本の民事訴訟法の土地管轄の規定によっていずれかの裁判所の管轄が認められる場合には、それがそのまま日本の国際裁判管轄を肯定するということになるとする見解である⁶。この見解を徹底させる場合には、国際裁判管轄の問題は特別な問題とは認識されず、国内事件の場合と全く同様に土地管轄を扱うこととなる。これに対して管轄配分説は、国際的見地からの事件処理の場所的配分の妥当性を強調して、国内土地管轄原因をそのまま国際裁判管轄に用いることには慎重な態度を示し、事案の国際性に対応した柔軟な解釈を提唱していた⁷。

改正する法律案とその要綱が提出された。なお、民事訴訟法等改正案は、第174回国会において参議院で審議未了のため廃案となった。その後、本年4月、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案は、第176回国会において成立し、国際裁判管轄に関する明文の規定が導入された。しかし、本件はこの改正規定の適用を受けない事例であり、判旨でも援用された最判昭56・10・16民集35巻7号1224頁[マレーシア航空上告審]と最判平9・11・11民集51巻10号4055頁[ドイツ在住人に対する預託金返還請求事件]の2件の最高裁判決により構築された従来からの判断枠組みに従って国際裁判管轄の有無が判断されている。日本の新しい国際裁判管轄立法の経緯と概観について、道垣内正人「日本の新しい国際裁判管轄立法について」国際私法年報12号186頁以下(2010年)参照。

⁵ 池原季雄「国際的裁判管轄権」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座7巻』(日本評論社、1982年)3頁以下、道垣内正人「国際的裁判管轄権」新堂幸司＝小島武司編『注釈民事訴訟法1巻』(有斐閣、1991年)99頁以下、山本和彦「国際民事訴訟法」斉藤秀夫＝小室直人＝西村宏一＝林屋礼二編著『注解民事訴訟法1巻』(第一法規、第2版、1991年)439頁以下。

⁶ 江川英文「国際私法における裁判管轄権(3・完)」法学協会雑誌60巻3号6頁(1942年)、兼子一『新修民事訴訟法体系』(酒井書店、1964年)66頁、斉藤＝小室＝西村＝林屋・前掲注5)440頁。

⁷ 青山善充「国際裁判管轄」三ヶ月章＝中野貞一郎＝竹下守夫編『新版・民事訴訟法演習1判決手続(1)』(有斐閣、1983年)17頁、池原・前掲注5)18頁、山田鎌一＝澤木敬郎『国際私法講義』(青林書店、1970年)232頁[三浦正人]。

学説で従来このような対立があったところ、最判昭56・10・16民集35巻7号1224頁[マレーシア航空上告審]では、「本来国の裁判権はその主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則である。」としたうえで、しかし条理に従って例外的に裁判権の及ぶ範囲について、「わが民訴法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所、法人その他の団体の事務所又は営業所、義務履行地、被告の財産所在地、不法行為地、その他民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適うものというべきである。」と結論付けた。結論としては、一定の限界を付しつつも逆推知説をとったものといえる⁸。その後、最高裁判決に対する学説からの批判を受けて、下級審裁判例によって、いわゆる「特段の事情」ルールが形成された。すなわち、国内土地管轄原因が日本にあるときには一応日本の国際裁判管轄が認められるが、管轄を肯定することによって当事者の公平などが害されるような場合には、日本の国際裁判管轄を否定するというものである⁹。この見解は次のような理由に基づくと考える。すなわち、国内紛争の管轄については、審理を進めていくうちに当該裁判所が管轄を有さないことが明らかとなった場合、管轄を有する適切な裁判所に移送でき(民事訴訟法16条、17条)、しかも、移送の裁判は移送を受けた裁判所を拘束するので(民事訴訟法22条)、国内のすべての裁判所が管轄権を否定して管轄権の消極的抵触が生ずるということは考えられない。これに対し、国際的裁判管轄権の場合には外国裁判所への移送という方法はとれず(移送するつもりで却下しても

⁸ 高橋宏志「国際裁判管轄—財産関係事件を中心に—」澤木敬郎＝青山善充『国際民事訴訟法の理論』(有斐閣、1987年)51頁。

⁹ 学説からは好意的評価を受けてきた。さしあたり、小林秀之＝村上正子『国際民事訴訟法』(弘文堂、2009年)45頁、斉藤＝小室＝西村＝林屋＝前掲注5)442頁、新堂幸司『新民事訴訟法』(弘文堂、第4版、2008年)91頁、この特段の事情論については、コモンローのフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理との類似性が指摘されている。道垣内・前掲注5)107頁。

外国の裁判所はその判断に拘束されない)、また、国際的裁判管轄権についてのルールが国によって異なるため、場合によっては、関係国がすべて管轄権を否定して提訴できないという事態も生じうる。そこで、国際的裁判管轄権の有無の判断の段階で、具体的事案の特殊な状況により、ルールの適用結果によってなされるべき国際民事訴訟における当事者の公平、裁判の適正・迅速という条理に反するか否か、あるいは、管轄権の消極的抵触は生じないかという点について検討し、必要があればルールの適用結果から生じる不合理を修正する必要がある¹⁰。そして、この下級審裁判例で確立した「特段の事情論」ルールは、最判平9・11・11民集51巻10号4055頁[ドイツ在住人に対する預託金返還請求事件]判決によって採用された。この事件は、ドイツ在住の被告に対する契約上の金銭債務の履行を求める訴えについて、義務履行地としての土地管轄が一応は日本に認められるが、契約当時の状況などから我が国の国際裁判管轄を否定すべき「特段の事情」があるとし、こうしたアプローチを是認した¹¹。特段の事情論の下では、第一段階である国内土地管轄に関する規定と具体的事件の関係が肯定された後に、第二段階である日本に国際裁判管轄を否定すべき特段の事情の有無について判断することになっている¹²。これが現在の判例法として

¹⁰ 道垣内・前掲注5)137頁。

¹¹ 民事訴訟法上には「義務履行地」(5条1項)の具体的内容を定める独自のルールはないため、日本民法により、持参債務の原則(民法484条)が適用されると解され、日本に裁判籍があることになる。持参債務の原則が適用されると、通常は債権者が原告となることが多いことから、民事訴訟法4条1項の普通裁判籍のルールとは逆に、財産上の訴えすべてについて原告の住所地の管轄を肯定することになってしまい、被告にとって酷であることが多く、合理性に欠けるとの批判がある。そして、最判平9・11・11判決の判旨が、被告の日本での応訴の予測可能性に着目し、さらに、日本において応訴することを被告に強いることは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するとしているのも、この点に着目したものである。本件は、事件と日本との牽連性が極めて低い事案であり、その具体的解決についての日本の国際裁判管轄を否定した結論は学説から肯定的に評価されている。

¹² 早川吉尚「裁判例における『特段の事情』の機能と国際裁判管轄立法」ジュリスト1386号22頁(2009年)参照。

確立し、さらに立法化された¹³。

本判決は、特許権侵害行為と、当該行為から生じた損害の結果がともに日本国内におけるものであると認定したうえで、日本での訴訟遂行に関する被告の予測可能性を他の事情(たとえば、日本における証拠の集中の度合いという要素や、外国で訴訟を提起した場合の原告の負担の度合い等)とともに特段の事情において判断する枠組みを示した。そのうえで、大別して以下二つの理由をあげて、日本の国際裁判管轄を否定すべき「特段の事情」があるとは認められないとしている。すなわち、まず、本件請求の準拠法が日本国特許法となると解され、大韓民国で国際裁判管轄が肯定される可能性が必ずしも高くない、もう一つは、日本に販売拠点を設け、そのことをウェブサイトで開示し、製品が日本にも流通していることを認識し、日本語表記のウェブサイトで問合せを可能としていることなどから、日本において侵害訴訟等が提起されることは予測の範囲内ということもでき、被控訴人は、全世界に展開する大韓民国屈指の大企業であるサムスングループに所属する企業であって、自らも海外に多数の支店を設けている。その際、本判決は、過去の最高裁判決を引用しており、従来判例法理に沿ったものであると評価することができると思われる。

三. 本判決の内容の検討

本判決は、外国法人のウェブサイト等を用いて被疑侵害製品の日本における譲渡等の申出に対しての損害賠償請求及び差止請求につき、不法行為地に基づく日本の国際裁判管轄を認めたが、その前提として、「不法行為」といえるかという問題と、不法行為であるとして、加害行為地又は結果発生地が日本かという問題をともに判断している。以下では、判旨の順序に

¹³ 「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案」の3条の9は、「裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。)においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。」と定めている。

従い、不法行為地に基づく管轄の可能性(1)、「不法行為」の認定(2)について検討を行うことにしたい。

1. 不法行為地に基づく管轄の可能性について¹⁴

不法行為地の裁判管轄は世界的にも広く認められており、日本でも国際裁判管轄を認める根拠とすることに異論はない。知的財産権侵害についても同様である。とくに知的財産権侵害に関連するところで検討されるべき問題には以下のものがある。すなわち、(1)不法行為地管轄に基づいて、損害賠償請求と差止請求の双方につき国際裁判管轄が認められるか(特許権に基づく差止請求の性質決定問題)、(2)属地主義との関係から、不法行為地はどのように定義されるか(不法行為地の解釈と属地主義)。以下では、これらの問題を順次検討していく。

(1) 不法行為地管轄が認められる範囲

日本の特許権に基づく特許権の侵害事件は、通常①民法の不法行為に基づく損害賠償請求、②特許法に基づく差止請求のいずれか一方ないし双方が提起される。最決平16・4・8民集58巻4号825頁は、「民法5条9号は『不法行為に関する訴え』につき、当事者の立証の便宜等を考慮して、『不法行為があった地』を管轄する裁判所に訴えを提起することを認めている。同号の規定の趣旨等に鑑みると、この『不法行為に関する訴え』の意義については、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する侵害の停止又は予防を求める差止請求に関する訴えをも含むものと解するのが相当である。」と判示している。この最高裁判所決定は、不正競争防止法に基づく差止請求に関して判示したものであるが、その理は、特許権に基づく差止請求にも妥当すると理解されている¹⁵。したがって、①特許権の侵害という不法行為に基づく損害賠償請求だけではなく、②特

¹⁴ 申美穂「知的財産権侵害訴訟に関する国際裁判管轄について(1)」法学論叢155巻2号41頁(2004年)参照。

¹⁵ 佐野寛「不法行為地の裁判管轄」高桑昭＝道垣内正人『国際民事訴訟法(財産法関係)』(青林書院、2002年)93頁、申・前掲注14)41頁、清水節「特許権侵害訴訟における国際裁判管轄」Law & Technology 50号48頁(2011年)参照。

許権に基づく差止請求の場合であっても、不法行為地管轄を主張できる。本件の原審は、損害賠償請求については不法行為として民法5条9号を援用しつつ、差止請求に関しては条理によるとして、最判平14・9・26民集56巻7号1551頁[FM信号復調装置Ⅱ上告審]¹⁶を彷彿とさせる取扱いを示していたが、本判決は、双方の請求をともに不法行為の管轄ルールの下で判断している。

(2) 不法行為地の解釈と属地主義

不法行為地管轄の基礎となる「不法行為地」については、不法行為の原因となる行為(加害行為)がなされた地だけでなくその結果が発生した地も含まれるとするのが通説・判例(最判平13・6・8民集55巻4号727頁)である。他方で、知的財産権については属地主義が妥当するため、一般に、権利はそれが成立している国でしか侵害されえないと考えられている。この考え方を国際裁判管轄の判断においても厳格に貫くとするならば、不法行為地管轄が認められるのは、日本の知的財産権の日本における侵害の事例のみということになる。とくに、特許権侵害事件との関係では、最判平14・9・26民集56巻7号1551頁[FM信号復調装置Ⅱ上告審]において、日本の特許権の侵害に関しては、差止請求権・損害賠償請求権を問わず、日本の特許権の効力は、外国における行為には一切、及ばないとされたこと

¹⁶ この判決は、損害賠償請求と差止請求とを分け、前者を不法行為の問題と性質決定し不法行為地法を準拠法とし、後者を知的財産権の効力の問題と性質決定し保護国法を準拠法としている。判旨は「米国特許権に基づく差止及び廃棄請求は、正義や公平の観点から被害者に生じた過去の損害のてん補を図ることを目的とする不法行為に基づく請求とは趣旨も性格も異なるものであり、米国特許権の独占的排他的効力に基づくものというべきである。したがって、米国特許権に基づく差止及び廃棄請求については、その法律関係の性質を特許権の効力と決定すべきである。」「特許権侵害を理由とする損害賠償請求については、特許権特有の問題ではなく、財産権の侵害に対する民事上の救済の一環にほかならないから、法律関係の性質は不法行為であり、その準拠法については、法例11条1項によるべきである。」と判示した。しかし、これらは実体的請求権の性質及び構成に関わる問題であり、請求権の存否を判断・確定すべき裁判管轄にこの区別を妥当させるべき理由はない。木棚照一編著『国際知的財産侵害訴訟の基礎理論』(経済産業調査会、2003年)149頁[渡辺惺志]参照。

から、属地主義の観点から加害行為地が日本に存する場合に限って、国際裁判管轄を認めるという説がある。これに対して、学説上は、一定の行為により複数国で侵害が発生しているような事例を想定しうるとしつつ、厳格な属地主義ゆえに加害行為地で他の結果発生地における損害についても請求できないとされるのは妥当ではないとの観点から、国際裁判管轄に関しては属地主義を考慮すべきではないとする見解など、問題となる知的財産権の成立国外における行為については不法行為地管轄を肯定しようとする説が有力に唱えられている¹⁷。そして、特許権の侵害に関しては、不法行為地に関する法理をそのまま適用して、加害行為地か結果発生地のいずれかが日本であることが立証されたときは、国際裁判管轄を認める説もある¹⁸。

裁判例においては、原告がその専用実施権を侵害すると主張する製剤を国内で販売している被告Y1(Y1に対する訴訟は請求棄却とされている)に加えて、その製品をY1当てに輸出しているY2とY1を100%子会社とする親会社のY3に対しても侵害訴訟を提起したという事件で、裁判管轄を肯定するためには、原告のほうで、Y2、Y3が日本において本件専用実施権を侵害したとする具体的な行為をしたとの主張、及び相応の立証をなす必要がある旨を説きつつ、Y1の法人格が形骸化しているということだけでは、外国において製造行為をしたことやグループの一員であるというだけの理由で、国内に経済的基盤を有しないY2、Y3に対して過大な負担を強いる結果となる日本における応訴を強要することはできないと判示した判決がある(東京地判平13・5・14判時1754号148頁[眼圧降下剤事件])¹⁹。前掲[FM信号復調装置Ⅱ上告審]事件が示した法理に従う限り、日本向けの製品を外国で製造したという主張だけでは、不法行為にはならないといわざるをえない²⁰。そうだとすると、日本国内での侵害行為に対する関与

¹⁷ 申・前掲注14)41頁、小泉直樹「いわゆる属地主義について—知的財産法と国際私法の間」上智法学論集45巻1号19頁(2001年)。

¹⁸ 清水・前掲注15)49頁、道垣内正人[判批]Law & Technology 50号80頁(2011年)。

¹⁹ 増井和夫＝田村善之『特許判例ガイド』(有斐閣、第3版、2005年)498頁[田村善之]。

²⁰ ただし、本判決の立場の下でも、日本国内の会社が特許権を侵害する物件の製造

に着目する同判決は、判例法理に適った論理を展開していると評価することができよう²¹。

他方で、前掲「眼圧降下剤事件」に対しては、日本において原告の有する特許専用実施権が侵害され損害が生じていることを理由に、日本に不法行為地特別裁判籍を認めることも十分に考えられたとする批判も複数寄せられている²²。

そうした結果発生地を不法行為地管轄に含めない理由はなく、加害行為地が結果発生地のいずれかが日本であることが立証されたときは、国際裁判管轄を認める見解もある。裁判例においては、被告がアメリカで他者に販売した被疑侵害製品がそのまま、あるいはADSLモデムに組み込まれて日本に輸入され、日本国内において他者に譲渡されることを認識しながら、積極的に被疑侵害製品の販売のための活動を行ったという事情の下で、被告のこれらの行為は他者の不法行為の助ないし教唆行為と評価できる旨を説き、裁判管轄を肯定した判決がある(東京地判平19・11・28平16(ワ)10667[データ伝送方式])²³。その際、日本が結果発生地であることを認定

を行ったことを理由に訴えられるとともに、外国法人が当該製造の指示を行ったとして共同被告とされたような事例では、密接な資本関係や人的つながり等が認められれば、外国法人である被告は日本国内での実行行為を同視しうることを認定できる以上、日本の国際裁判管轄を肯定することは可能であろう。

²¹ 中山信弘＝相澤英孝＝大淵哲也編『特許法判例百選』(有斐閣、第3版、2004年)217頁[道垣内正人]。さらに、神前禎教授は、「わが国に不法行為地が存在しないと判断する際、不法行為地としてもつばら加害行為地のみを問題としているように思われる。そのことは、第一に、Y2等の具体的な侵害行為がわが国で行われていないことから直ちにXの主張を斥けていること、第二に、損害発生地については、不法行為地の裁判籍がわが国にないという結論を述べた後に、義務履行地と並んで簡単に触れていることから窺われる」との正当な分析を行っておられる。神前禎[判批]ジュリスト1263号195頁(2004年)参照。

²² 神前・前掲注21)195-196頁、渡辺惺之[判批]Law & Technology 18号25頁(2003年)、木棚照一「国際知的財産権紛争の国際裁判管轄権と準拠法」特許研究38号10頁(2004年)。

²³ 日本特許権侵害行為を外国において教唆・幫助したという場合にも、国内における侵害者との関連共同性などの一定の要件を満たせば、結果発生地の管轄が認められると述べた。比良友佳理「国境を越えた間接侵害の共同不法行為に関する国際裁

したうえで、海外に所在する共同不法行為者についても日本の国際裁判管轄に服せしめるのが相当とする判旨を展開している。

本件において、原審は、特許権侵害事件においては、属地主義の観点から加害行為地が日本に存する場合に限って、国際裁判管轄を認めるという説を採用している²⁴のに対して、本判決は、加害行為地が結果発生地のいずれかが日本であることが立証されたときは、国際裁判管轄を認める説を採用した。具体的な事実関係の評価としては、

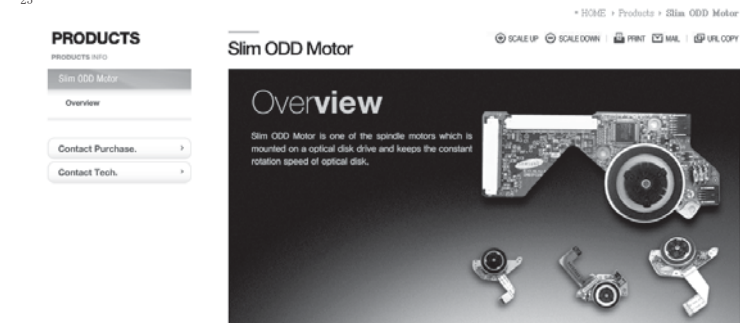
①日本から閲覧可能な被告のウェブサイトにおいて被告物件が掲載されており、それが英語表記であることから、韓国国内向けに限定されているとはいえないこと²⁵、

②同サイト上には被告物件についての「sales inquiry」として、「japan」も掲げられており、海外ネットワークを示したページにおいては、「sales headquarter」として、日本での拠点が示されていること²⁶、

判管轄—データ伝送方式事件—知的財産法政策学研究32号(2010年)。

²⁴ 原審は一般論として、「我が国において損害が発生したことが証明されるのみでは足りず、不法行為の基礎となる客観的事実として原告が主張する事実、すなわち、本件においては日本国特許権である本件特許権の侵害事実としての、我が国における被告物件の譲渡の申出の事実が証明される必要があるというべきである…」と判示し、最判平13・6・8民集55巻4号727頁[円谷プロ上告審]の趣旨に合致しないとして強く批判されていた。道垣内・前掲注18)89頁、多田望・TKC速報判例解説国際私法(web版)No.4(LEX/DB:z18817009-00-160040623)3頁(2011年)。

²⁵



(https://sem.samsung.co.kr/en/product/prd_content.jsp?prd_id=Z013&menu_id=001&NavNum2=1&CateNum1=1&CateNum2=9&CateNum3=5&CateNum4=3より転載)

- ③被告の日本語表記のウェブサイトにおいても、被告物件を含む製品が掲載されており、「購買に関するお問合せ」という項目を選択すると販売に係る問合せフォームが表示され、「製品に関するお問合せ」という項目を選択すると、その製品に係る問合せフォームが表示されること²⁷、
- ④同サイトの海外事業場を紹介するウェブページにおいて、日本における販売法人として東京と大阪の拠点が掲載されていること²⁸、

26

○ Japan

Office	Address	Tel	Fax No.
Tokyo (HQ)	Roppongi T-Cube, 3-1-1, Roppongi, Minato-Ku, Tokyo 106-8532, Japan	81-3-6234-2577~9	81-3-6234-2568
Osaka Office	6th Fl., Crystal Tower, 1-2-27, Shiromi, Chuo-ku, Osaka 540-6006, Japan	81-6-6949-3406~9	81-6-6949-3047

(<https://sem.samsung.co.kr/en/customer/customer.jsp?itemobj=LO07> より転載)

27

(<https://www.sem.samsung.com/index.jsp> より転載)

28

○ 日本販売法人(SJC)

位置	住所	代表電話	Fax No.
東京 (HQ)	6th Fl. Crystal Tower, 1-2-27, Shiromi, Chuo-ku, Osaka 540-6006, Japan	81-6-6949-3406~9	81-6-6949-3047
大阪	Roppongi T-Cube, 3-1-1, Roppongi, Minato-Ku, Tokyo 106-8532, Japan	81-3-6234-2577~9	81-3-6234-2568

(<https://www.sem.samsung.com/index.jsp> より転載)

- ⑤原告営業部長の陳述書において、被告物件が日本法人である●●●●●●●●●●や●●●●●●●●●●において、製品に搭載すべきか否かの評価の対象になっている旨の陳述があること、

- ⑥被控訴人の経営顧問が、その肩書と被控訴人の会社名及び東京都港区の住所を日本語で表記した名刺を作成使用していること、
- ⑦本件訴訟対象製品の一つを搭載したDVDマルチドライブが国内メーカーにより製造販売され、国内に流通している可能性が高いこと。

以上を総合評価すれば、「控訴人が不法行為と主張する被告物件の譲渡の申出行為について、被控訴人による申出の発信行為又はその受領という結果が、我が国において生じたものと認めるのが相当である。」と判示した。

本判決が列挙した上記諸事実を検討すると、二つのグループに分けられると思われる。すなわち、ウェブサイトに関わる事実(①②③④)とウェブサイトに関わらない事実(⑤⑥⑦)である²⁹。本判決はウェブサイトに関する事実につき、二つの特徴に着目しているように思われる。第一に、ウェブサイトをネット上の広告と見做したうえで、いずれの法域からも容易に閲覧できる(①)という点である。第二に、ウェブサイトにメール送信機能が付与されていたり、通話番号や出力可能な問合せフォームが掲載されている(②③④)という点である。このようなウェブサイトは単なる閲覧可能性を意味するものに過ぎず、日本においてこうした性格を有するウェブサイトが閲覧可能であることをもって国際裁判管轄権行使の根拠とすることはできないとする見解が有力に提唱されているが、本件では、他方で、ウェブサイトに関係しない事実として、オフサイトでの広告・宣伝活動(⑤)や日本での取引先に対する接触(⑥)、実際的あるいは潜在的な日本での取引先との取引(⑦)も併せて主張されており、本判決もこうした複数の事実を総合評価したものであって、ウェブサイトによる譲渡の申出のみが取り上げられて判断の対象とされたものではないことが明確に示されて

²⁹ passiveなウェブサイトとactiveなウェブサイトの区別及び管轄権の有無について、嶋拓哉「電子商取引訴訟の国際裁判管轄を巡る米国判決の動向について—我が国国際裁判管轄法制の構築を見据えた解釈論上の示唆」国際商事法務38巻10号1371頁以下(2010年)参照。

いる。実際に日本国内に向けられた事業であることによって、日本が行為地（被告が原告の特許権を侵害する営業行為地）であると認定した。

本判決は、加害行為地か結果発生地のいずれかが日本であることが立証されたときは、国際裁判管轄を認める説という一般論をとっている。しかしながら、こうした一般論には以下のような問題があると思われる。

①特許権については、ある国で付与された特許権の効力の及ぶ範囲は、その国の領域内に限られ、かつ、その権利の成立、効力、消滅等は、権利を付与した国の法律により定められるとする属地主義の原則が支配していると一般に理解されている³⁰。そして、不法行為地に基づく管轄の場合には、日本の特許権が属地主義により日本にその効力が限定されているのならば、日本の特許権を侵害する行為が、当該特許権の効力の及ばない外国で行われた場合、果たして、不法行為が成立するのかを検討する必要がある。

②外国における行為についての差止命令が日本国の裁判所に求められる場合には、差止請求権が実質法上認められるとしても、日本の裁判所がそのような外国における行為に対する差止命令を現実に発しうるのかどうか、という問題がある³¹。

³⁰ 特許製品の並行輸入が問題となった最判平9・7・1民集51巻6号229頁[BBS]は「属地主義の原則とは、特許権についていえば、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものである」とした。

³¹ 高部真規子「特許権侵害訴訟と国際裁判管轄」牧野利秋判事退官記念『知的財産法と現代社会』（信山社、1999年）136頁。これに対して、そもそも、公権力に対する裁判権を国際的に制限する議論は主権免除という形で存在するが、私人に対する裁判権行使を制限する国際法の定説はない。石黒一憲『国際私法』（有斐閣、新版、1990年）198-201頁は、「刑事法や独禁法その他の公法的・経済法的領域」と対比して、「だが、我々が当面する民事の裁判管轄権の問題に目を移すならば、そもそも、一般国際法は、これから述べる主権免除の問題を除き、国家管轄権の行使に何ら明確な枠をはめていないのである。」としている。さらに、日本の民事訴訟法118条及び民事執行法24条による外国判決の承認執行は、確認判決や給付判決に限られるだけでなく、非訟事件等においてもこれら条項を準用する形で、およそ確定判決について問題となりうる。石黒・前掲228頁以下参照。

③インターネット等が絡んでいる特許権侵害の場合は、被害者（原告）所在国の裁判管轄を容易に認めると、被告住所地のみならず、原告住所地の裁判所にも管轄が生じる効果を生んでいる。それゆえ、加害者（被告）が予測できない地での応訴を強いられる結果、加害者（被告）の予測可能性を著しく害するおそれがある³²。インターネット等により同時に多数の国で送受信を行うことが技術的に可能となったために、受信国の裁判管轄が認められると、民事訴訟法4条1項の普通裁判籍のルールとは逆に、財産上の訴えすべてについて原告の住所地の管轄を肯定することになってしまい、被告にとって酷であることが多く、合理性に欠けるとの批判である³³。

④特許権は、他人が特許発明を業として実施する場合、その差止めを求めることができる排他権である（特許法68条）。そして、特許権者に発明の実施を排他的に利用する権利を認めて、排他的な利用機会を保障することができる。国内の特許権によって確保されている市場を奪うことにならなければ侵害を肯定すべきではないから、国内の該当特許権を業として実施する場合にその市場と競合しうるものでなければならぬと思われる。具体

³² 典型的には、インターネットのウェブサイト他人の著作物を無断で掲載する行為がその例である。それはあくまで単一の行為であるが、これにより世界のどこでも当該著作物を閲覧できるのであれば、この行為により世界中の国において同時に損害が発生していると考えられることができる。この場合、いずれの結果発生地国にも裁判管轄を認めるべきか、あるいは、何らかの制限を考えるべきかが問題となる。この問題を検討した裁判例として、商標の不使用を理由とする取消審判において、被告は、インターネットのウェブページにおいて、本件商標と社会通念上同一と認められる商標を表示してピザに関する広告を行い、フランチャイジーの募集を行っている。しかし、上記ウェブページは、米国サーバーに設けられたものであるうえ、その内容もすべて英語で表示されたものであって、日本の需要者を対象としたものとは認められない。上記ウェブページは日本からもアクセス可能であり、日本の検索エンジンによっても検索可能であるが、このことは、インターネットのウェブページである以上当然のことであり、同事実によっては上記ウェブページによる広告を日本国内による使用に該当するものということとはできないと判示した判決がある（知財高判平17・12・20判時1922号130頁[PAPA JOHN'S事件]）。

³³ クリスチャン・ハインツェ（河野俊行＝的場朝子訳）「管轄一属地的権利の国際的エンフォースメントのための枠組み：裁判管轄に関するCLIP原則」河野俊行編『知的財産権と渉外民事訴訟』（弘文堂、2011年）118頁。

的には、発明の内容と関連するか、国内に向けられた事業であるか否かなどを検討すべきであろう³⁴。

以上を要するに、特許権侵害事件との関係では、損害の結果発生地だけではなく、日本において日本での特許権の侵害と同視しうる実施行為をしなければ、不法行為地に基づく国際裁判管轄を認めるべきではない。

本判決の射程について、まず、特許権と同じく各国行政庁の行政処分によって権利が付与されるという性質を持つ商標権についてどう考えるべきか問題となる。商標法の究極の目的は、特許権と異なり、商標権者に排他的な利用機会を保障することではなく、商標の出所識別機能を発揮させることである。そうすると、たとえば、使用されたのが日本でなくても、日本国内で混同のおそれがある場合、日本国の国際裁判管轄が肯定される。これは前述の特許権の場合と異なり、結果発生地のみで日本の国際裁判管轄が認められているものである。すなわち、特許権と比して、国際裁判管轄が緩やかに認められているのである。

次に、著作権について、ベルヌ条約5条2項で無方式主義が採用されており、創作と同時に条約の加盟国すべてにおいて著作権を取得するため、工業所有権の場合のような限定は元来考えにくく、まして現在では、一般

³⁴ たとえば、国外のサーバーを用いる場合であっても、国内から特許発明の実施が可能であり、その実施が国内における特許発明の実施を代替しうるものである場合には、国内特許権により確保されるべき市場を奪っていることに変わりはない。その場合には、国内特許権の効力が及ぶと考えるべきであろう。梶野篤志「特許法における属地主義の原則の限界」知的財産法政策学研究1号169頁(2004年)。著作権法上の裁判例ではあるが、この理を追認したものとして、著作隣接権侵害差止等請求控訴事件において、P2Pファイル交換を促進するサービスの提供者が日本人であり、サイトや関連ソフトが日本語で記述されているのであるから、本件サービスによるファイルの送受信のほとんど大部分は日本国内で行われていると認められるサービス提供者の管理するサーバーがカナダに存在するとしても、本件サービスにおける著作隣接権侵害行為は、実質的に日本国内で行われたものといえることができ、被害権利も日本の著作権法に基づくものであるということを理由に、差止請求に関しては条理、不法行為に関しては法例11条1項(現在の法の適用に関する通則法22条1項に相当)により日本法が適用されるものといえるべきであると判示した判決がある(東京高判平17・3・31平16(ネ)405[ファイルログ本案2審])。

的に、外国での行為についてその国の著作権法を適用しての救済を与えることが当然にありうるものとされている。ゆえに著作権に関しても、本判決の射程外と思われる。

2. 「不法行為」の認定について

「不法行為」といえるかという判断をするために、準拠法を定めてその要件を詳細に検討して不法行為であることを認定することまですべきでないことは明らかである。そのような判断は本案の問題であって、本案前に国際裁判管轄を認めるか否かの段階でそこまでの判断をすることは本末転倒だからである³⁵。さらに、不法行為地を理由とする管轄の場合には、管轄原因を基礎付ける事実が本案の請求原因事実と重なることもあって、管轄の審理の段階でどの程度までその証明を要求するかということが問題となる。管轄原因事実と請求原因事実が重複する場合について、国内の裁判管轄に関しては原告の主張する管轄原因事実が存在するものと仮定して管轄を肯定してよいと解するのが多数説であるが³⁶、国際裁判管轄に関しては³⁷、原告の主張のみによって何ら関係ない者が被告とされ、遠隔地で本案についての争いをしなければならなくなることの不都合の程度が大きいため、管轄原因事実について一応の証拠調べをして、実体審理を

³⁵ 道垣内・前掲注18)86頁。

³⁶ 兼子一『条解民事訴訟法I』(弘文堂、1951年)71頁、鈴木正裕「管轄原因と請求原因の競合」鈴木正裕ほか著『演習民事訴訟法』(有斐閣、1982年)32頁。

³⁷ 国際裁判管轄において学説・判例をみると、国内管轄における多数説と同様、不法行為の存在は原告の合理性ある主張があれば仮定してよいという説がある。いわば管轄原因仮定説である。安達栄司『国際民事訴訟法の展開』(成文堂、2000年)145頁以下、木棚照一[判批]私法判例リマークス25号146頁(2002年)、渡辺惺志[判批]ジュリスト1223号106頁(2002年)。この説に反対する理由として、原告の主張さえ整えれば被告が応訴を強いられることの不当性を訴えるものがある。また、国際民事事件では被告が欠席することがしばしばあるが、この説によると、管轄は原告の主張の合理性で肯定され、本案は擬制自白で原告勝訴となるという硬直性が疑問とされるのであろう。つまり、原告有利に傾きすぎるのである。高橋宏志「国際裁判管轄における原因符合」原井龍一郎先生古稀祝賀論文集刊行委員会編『改革期の民事手続法』(法律文化社、2000年)312頁参照。

必要ならしめる程度(被告に本案についての争いを強要することが不合理でない程度)の心証を得る必要があると解すべきである³⁸。

しかし、最判平13・6・8民集55巻4号727頁[円谷プロ上告審]³⁹は、下級審で主流とされてきた管轄原因一応の証明説に拠るのではなく、管轄の判断の局面において本案審理よりも立証の範囲を限定する客観的事実関係証明説を採用するに至った。同最判は、原則として被告が我が国において行った行為により原告の法益について損害が生じたという客観的事実関係を証明すれば足りると判示したのである。具体的判断においては、外国法人である被告につき、原告の日本国内の取引先に対して、取引先の子会社が外国で著作物を利用する行為は外国において被告が有する著作権を侵害する旨の警告書が被告の代理人から送付されているという事実が存在する場合には、原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係があることが明らかであるから、本件警告書が日本に送付されたことにより原告の業務が妨害されたことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求に関する日本の裁判所の国際裁判管轄が肯定されると判示した⁴⁰。

³⁸ いわば管轄原因一応の証明説である。かつての学説の多数説であり、下級審判決の主流でもあった。道垣内・前掲注5)141頁、神前禎「不法行為に基づく損害賠償請求と国際裁判管轄」ジュリスト1118号133頁(1997年)、佐野・前掲注15)70頁。東京地中判昭49・7・24判時754号58頁、東京地中判昭59・3・27判時1113号26頁、東京地判平7・3・17判時1569号83頁、東京地判平7・4・25判時1561号84頁、東京地判平13・5・14判時1754号158頁。櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選』(有斐閣、新法対応補正版、2007年)171頁[高橋宏志]参照。

³⁹ 「我が国に住所等を有しない被告に対して提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟につき、民訴法の不法行為地の裁判籍の規定に依拠して我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である。」として、不法行為に基づく損害賠償請求についての国際裁判管轄の判断手法は客観的事実関係証明説を明確に判示したものである。

⁴⁰ 同判決は、従来の下級審判決例において比較的多数採用され、当該事件の第一審(東京地判平11・1・28民集55巻4号754頁参照)及び原審判決(東京高判平12・3・6民集55巻4号778頁参照)のとり「一応の証明説」を否定し、「客観的事実関係証明説」を採用したものであり、当該事案において、原告の業務が妨害されたとの客観的事実関係は明らかであるとする一方、違法性阻却事由(当該事案では、被告が、

この客観的要件証明説と一応の証明説との違いは、一応の証明説が不法行為の成立を肯定するためのすべての要件について一応の証明という証明度の軽減であるのに対して、その要件のうち客観的なもの、すなわち、加害行為及び結果発生並びに両者の間の事実因果関係に絞って完全な証明を求める点にある。ただし、主観的事実と客観的事実との区別は必ずしも一義的に決まるものではなく、さらに、この客観的事実関係証明説で証明が要求されている「客観的事実関係」の範囲や具体的に証明すべき事実は何かという点については、同最高裁判決だけでは必ずしも明確ではないために、争点となっていたところである⁴¹。

本判決は、「客観的事実関係」という用語を用いているが、原審と異なり、判旨には前掲[円谷プロ上告審]判決への言及もない。また、損害の発生や因果関係に関する言及もない。そこで、本判決はどのように位置付けることができるかについて、以下、やや詳しく検討しておく⁴²。

まず、前掲[円谷プロ上告審]判決に関する調査官解説⁴³では、一般論と

著作権者から、契約により著作権の支分権について独占的な利用権を許諾されると主張した)のないことの立証までは必要ないとしたものである。これは、管轄原因の審理と本案自体の審理(請求原因である不法行為の成否)との重複を避けるための手法として、管轄原因の審理において本案の立証対象全般についての証明の程度を低くする(質の緩和)との立場をとらず、立証の範囲を狭くする(量の制限)との立場を示したものと評されている。以後の裁判例は、ほぼこれに倣うこととなった。大阪地判平16・2・5平13(ワ)8485[タイコオーストラリア]、東京地中判平18・4・4判時1940号130頁[光モジュール]、東京地判平18・10・31判タ1241号338頁[コンテナ船事故]、東京地判平19・11・28平16(ワ)10667号[データ伝送方式]、東京地判平20・6・11判時2028号60頁判タ1287号251頁[小林洋行預託証拠金返還請求事件]。櫻田＝道垣内・前掲注38)171頁参照。

⁴¹ 横溝大[判批]法学協会雑誌119巻10号203頁(2002年)、早川吉尚[判批]民商法雑誌131巻3号98頁(2004年)。

⁴² 本判決には、前掲[円谷プロ上告審]判決に依拠した裁判例と位置付けることには争いがある。さしあたり、本判決を前掲[円谷プロ上告審]判決によるものと位置付ける見解として、高橋宏司・ジュリスト1420号360頁(平22年度重要判例解説)(2011年)、大野聖二＝市橋智峰・ビジネス法務11巻2号111頁(2011年)。反対する見解として、横溝大[判批]ジュリスト1417号173頁(2011年)。

⁴³ 高部眞規子[判解]『最高裁判所判例解説民事篇平成13年度(下)』(法曹会、2004

して、不法行為に基づく国際裁判管轄を肯定する前提として、被告の故意・過失や行為の違法性の有無は本案審理に委ね、損害賠償請求の場合であれば、①原告の被侵害利益の存在、②被侵害利益に対する被告の行為、③損害の発生、④上記②と③との事実的因果関係が、要件事実として証明されれば足りるとされる。

さらに、現在の学説を踏まえると、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求の場合の要件事実については、①原告の特許権の存在、②当該特許権に対する被告の行為、③損害の発生、④上記②と③との事実的因果関係ということになる。本件不法行為に基づく損害賠償請求については、そもそも、Xが本件訴訟の遂行のために負担した弁護士費用相当額300万円及び遅延損害金を損害として主張している点には無理があるように思われる⁴⁴。本件の場合、特許権侵害による損害(不法行為により請求できる)は未だ明確に発生していない。そのような中で、差止請求に要する費用を不法行為により請求することで、不法行為地管轄を認めることを求めることは脱法的であり、到底認められない。したがって、本件のように損害がない以上、権利保護の利益がないという判断によって、不法行為地管轄は否定するという判断をしなければならないと思われる。

次に、日本の特許権に基づく差止請求については、①原告の被侵害利益の存在、②被侵害利益に対する被告の行為、③特許権が侵害され又は侵害されるおそれがあることが、要件事実として証明されれば足りるとされる。本件においては、ウェブサイトの閲覧可能性だけでなく、各事実を総合的に評価するという本判決の判断方法は、対象行為が日本市場において特許権を侵害するおそれがあるということができ、客観的事実関係証明説を採用していると位置付けられると思われる。

これに対して、本判決が客観的事実関係証明説を採用したと位置付けることには抵抗がある。不法行為に該当すると主張されている行為又は結果が日本国内で行われたか否かという点のみを問題とし、各事実を総合的に評価するという本判決の判断方法は、国際裁判管轄における管轄原因仮定説

又は一応の証明説に近いという考え方もある⁴⁵。その理由については、特許権侵害という本件の特質が指摘できよう。すなわち、特許権侵害訴訟において前掲[円谷プロ上告審]判決がいう意味での客観的事実関係証明説を貫けば、被疑侵害製品が特許のクレーム範囲に含まれていることを証明しなければならないはずであるが、「発明の技術的範囲に属すること」という主張については、この判断が困難な事柄を、管轄を判断する裁判の初期段階で証明すべき客観的事実関係に含めなかったことに対しては肯定的な評価が下されている⁴⁶。しかし、特許権侵害以外の事件では、「不法行為」といえるかという判断をするために、準拠法を定めてその要件を詳細に検討して不法行為であることを認定することも要求するのが一般的である。それを特許権侵害であるの一事をもって、管轄原因仮定説又は一応の証明説を特許権侵害事件に限り適用すると、簡単に不法行為地管轄が肯定されることになり、やはり過剰管轄のおそれが生じてしまう可能性があることは否めない⁴⁷。そして、既述のとおり過剰管轄を回避し外国所在の被告の予見可能性を確保すべきという実際的な要請を踏まえると、日本の国際裁判管轄の有無についてきめ細かい判断をなしうる枠組みを設ける必要があることに留意すべきであろう⁴⁸。

⁴⁵ 横溝大・前掲注42)172頁、道垣内・前掲注18)91頁、申美穂[判例評釈]特許研究52号51頁(2011年)。

⁴⁶ 被告物件等と特許発明との技術分野の同一性、被告物件等における特許発明の実施品があつて、さらにこれと被告物件等の物又は方法としての類似性、などが認められれば、不法行為による国際裁判管轄を肯定し、被告物件等が特許発明の技術範囲に属するか否か、すなわち、「侵害の有無」という規範的構成要件の該当性の立証は、不要としてよいと解される。そして、被告物件等と原告の特許発明の技術範囲とが全く異なるような例外的事例では、両者の間の客観的関連性を否定し、不法行為による国際裁判管轄を否定すれば足りるであろう。清水・前掲注15)49頁。本件原審及び本判決とも、被告物件に関して特許発明の技術的範囲に属するか否かは全く判断されていない。

⁴⁷ 特許侵害訴訟は客観的事実証明説の射程外の類型と位置付けたいうえで、特許侵害事件の特性に対応した管轄原因事実が探求されるべきであるという説もある。申・前掲注45)51頁参照。

⁴⁸ 嶋拓哉「国際的な投資取引を巡る国際裁判管轄権について：国際的共同不法行為

年)487頁以下参照。

⁴⁴ 道垣内・前掲注18)89頁。

以上を要するに、前掲[円谷プロ上告審]は特許権侵害事例ではなく一般の不法行為の事例であり、その後に出た裁判例も日本の特許権に基づく差止請求に関するものではなかった。本判決はまず、円谷プロ最判の射程が特許権侵害事例並びに日本の特許権に基づく差止請求事例にも及ぶことを示した点、そして同最判を引き継ぎつつ、日本の特許権に基づく差止請求の場合はどのような要件を証明すべきなのかを明らかにしたという意味で、同最判の射程を広げたものであると評価することができる。

本判決についての評釈としては、横溝大・ジュリスト 1417号172頁(2011年)、高橋宏司・ジュリスト1420号358頁(平22年度重要判例解説)(2011年)、大野聖二＝市橋智峰・ビジネス法務11巻2号110頁(2011年)、申美穂・特許研究52号45頁(2011年)等がある。原審判決についての評釈としては、多田望・TKC速報判例解説(web版)国際私法No.4 (LEX/DB:z18817009-00-160040623)(2011年)、道垣内正人・Law & Technology 50号80頁(2011年)、長田真理・私法判例リマークス43号142頁(2011年)等がある。また、本判決に関連するものとして、清水節「特許権侵害訴訟における国際裁判管轄」Law & Technology 50号48頁(2011年)、大野聖二「国際裁判管轄と準拠法について」中山信弘＝小泉直樹編『新・注解特許法』(青林書院、2011年)1383頁がある。

「付記」本稿は、北海道大学法学研究科嶋拓哉先生の国際私法ゼミにおいて報告した内容に、加筆修正したものである。本稿の執筆という貴重な機会を頂き、脱稿に至るまで懇切丁寧なご指導を頂いた嶋拓哉先生に、厚く御礼を申し上げる。また、指導教官の田村善之先生には、何事につけ、親身になってご指導して頂いた。田村先生のご厚情に深く感謝申し上げます。その他、校正の段階では、同法学研究科グローバルCOE 研究員高橋直子さん、同大学院生の河野康雄さん・表洋輔さんから日本語の添削等を通じて様々なご教示を頂いた。この場をお借りして皆様に感謝を申し上げます。

の裁判管轄を中心に」北大法学論集61巻6号400頁(2011年)。